

鳥取市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第16号

鳥取市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取市学校給食費徴収規則（平成29年鳥取市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「その他市が負担する経費」を削る。

第5条第1項中「別表のとおり」を「小学校及び義務教育学校前期課程においては385円、中学校及び義務教育学校後期課程においては441円」に改め、同条第2項中「(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」を削り、同条に次の1項を加える。

3 鳥取市立福部未来学園幼稚園の単価は、小学校の単価を適用する。この場合において、主食費は117円とし、副食費は268円とする。

第8条に次の1項を加える。

3 特別の財政措置その他の理由による児童等の学校給食費の額については、鳥取市教育委員会が別に定める。

第13条第2項中「応じた別表」を「応じ、当該各号」に改め、同項第1号及び第2号中「当該学校給食センターの設置区域の」を「第5条第1項に規定する」に改める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の鳥取市学校給食費徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後の学校給食に係る学校給食費から適用し、同日前の学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。